

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和8年5月29日から同年9月29日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和8年5月29日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめマート川棚
所在地 下関市豊浦町大字川棚6827

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ゆめマート北九州	北九州市八幡西区中須一丁目1番7号	河内山 英雄

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)

川棚サンパル

(変更後)

ゆめマート川棚

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社ユアーズ	広島県安芸郡海田町南堀川町4番11号	根石 紀雄	平成31年2月28日 退店

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社ゆめマート北九州	北九州市八幡西区中須一丁目1番7号	河内山 英雄	平成31年3月1日 入店

4 届出年月日

令和8年5月14日